

入湯税税率改定についてのお知らせ



2024（令和6）年12月に開催された釧路市議会において、入湯税の税率改定等を内容とする釧路市税条例の改正案が可決されました。本改正は、2025（令和7）年4月1日から施行されます。

環境衛生施設や観光施設の整備および消防活動に必要な施設の維持管理に活用しますので、ご協力をお願いします。

1 条例改正の概要

2015（平成27）年4月から2025（令和7）年3月までの10年間特例措置として実施している入湯税の超過課税（鉱泉浴場を有する国際観光ホテルの一般の宿泊者1人1泊に対する入湯税の税率を150円から250円に引き上げ）について、次の2点を改正しました（阿寒湖温泉地区にある一部のホテルのみが対象です）。

- (1) 適用期間▶10年間の定めを廃止し、恒久化します。
 - (2) 税率▶一般の宿泊者1人1泊にかかる税率を250円から300円に改定します（2025（令和7）年4月1日宿泊分から適用）。
- ※上記以外について税率に変更はありません。

2 入湯税超過課税分の使途

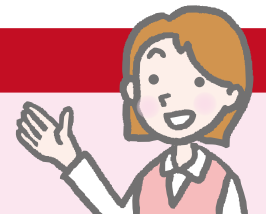
入湯税基金に積み立てし、超過課税による税率が適用される宿泊施設が所在する地区の観光地域づくり事業に活用していきます。

問合せ先

- 納入書など徴収について 市役所市民税課税務係
(☎31-4513)✉shi-zeimu@city.kushiro.lg.jp
- 入湯税の使途について 市役所財政課 (☎31-4512)
✉za-zaisei@city.kushiro.lg.jp
- 入湯税（超過課税分）の使途について
市阿寒観光振興課 (☎67-2505)
✉ak-akankankou@city.kushiro.lg.jp

郵送での申告にご協力ください

市・道民税の申告は3月17日(月)までにお願いします!



郵送・問合せ先 市役所市民税課市民税係（〒085-8505 黒金町7-5 ☎31-4514）

申告が必要な方

2025（令和7）年1月1日現在、釧路市に住所があり、2024（令和6）年中に所得があった方のうち、次に該当する方（税務署へ確定申告をされる方は不要です）。

- ①給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方（提出の有無は勤務先に確認してください）
 - ②給与所得以外の所得があった方
 - ③医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除などを受ける方
 - ④年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある方
- ◆確定申告が不要な方（公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方等）は、市・道民税申告をしなければ市・道民税が高く算定される場合があります。
 - ◆所得税が源泉徴収されている方（年金の源泉徴収票の源泉徴収税額欄に数字のある方）は、確定申告をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。
 - ◆所得がない方でも、課税（所得）証明書の交付が必要な方は申告が必要です。
 - ◆給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます（申告期間のみ）。

申告に必要なもの

収入の支払金額が分かるもの（給与・年金の源泉徴収票、給与明細書など）の他に、2024（令和6）年中に支払った各種領収書または証明書（生命保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護医療保険料、国民年金保険料など）、障害者（療育）手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書、申告者名義の通帳。

※医療費控除を受けるには、受診者ごと、病院・薬局ごとに医療費支払額を集計した「医療費控除の明細書」の提示が必要です（医療費の領収書の提示のみでは医療費控除を受けることができません）。また、「医療費のお知らせ」を提示することで明細書の内訳の記載を省略することができます。

※申告にはマイナンバーの記載が必要になります。本人確認のため番号確認書類（マイナンバーカードや通知カード等）と身元確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）の提示または写しを添付してください。

可能な限り郵送での申告にご協力ください

会場の受け付けは混雑が予想されるため、市・道民税の申告については郵送での申告をお願いします（確定申告については郵送では受け付けていません）。郵送で申告される方は、申告書に必要な事項を記入し、申告に必要な書類の写しを全て同封してください。なお、書類の返送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください（ご不明な点についてはお問い合わせください）。

申告受付日・会場

受付期間

3月3日(月)～17日(月) 午前9時～午後4時30分
（土・日曜日は除く）

会場

市役所防災庁舎1階多目的スペース（黒金町8-2）

※例年、3月3日(月)から1週間程度（午前中）が最も混雑しますので、日程や時間をずらして来場するなど、会場の混雑緩和にご協力をお願いします。

※各支所での受け付けは行いませんので、ご注意ください。

※阿寒・音別地域については、各行政センター通信をご覧ください。